

3 処理計画に定めた事項を変更する。

処理計画書により土砂の搬出の届出をした者が、

- 1 建設工事（又はストックヤード）の位置及び区域を変更する。
- 2 搬出する土砂の数量が20%を超えて増減する。
- 3 土砂を搬出する期間が3月を超えて延びる。
- 4 土砂の搬出先の位置及び区域を追加・変更する。

等の場合には、知事に届け出なければなりません（条例第5条第1項）。

◎ 当該届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行います。

いつまで？

届出に係る土砂の搬出をしようとする日の

前日まで

処 理 計 画 変 更 届

〇〇年11月20日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第5条第1項~~（第2項、第4項）~~の規定により、次のとおり届け出ます。

建 設 工 事 の 名 称		(仮称) 神奈川マンション新築工事	
建 設 工 事 又 は 土 砂 埋 立 区 域 の 位 置 及 び 区 域		〇〇市〇〇3丁目20番1号（別添位置・区域図参照）	
処理計画書届出年月日		〇〇 年 1 0 月 5 日	受理番号 〇〇 土木 第 〇〇 号
変 更 内 容	変 更 前	土砂の搬出先 1 〇〇町〇〇〇150番地 (行う者) 有限会社 〇〇工業	
	変 更 後	土砂の搬出先 1 〇〇町〇〇〇150番地 有限会社 〇〇工業 1 2 △△町〇〇80番地（追加） 株式会社 △△興業 〇〇市〇〇2丁目30番 電話 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇 砂利採取法 □□ 第 〇〇 号 〇〇年〇〇月〇〇日	
変 更 理 由		期間受入数量の制限により、当初計画の搬出先に搬出土量全量を持ち込めなくなったため、新たな搬出先を追加するもの。	
連 絡 先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇		